

入札心得

岸和田市

(目的)

第1条 この心得は、岸和田市が行う自動販売機設置事業者募集の一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法、同施行令、岸和田市財務規則の各条項及びその他の関係法令並びにこの入札心得、入札要項等を遵守しなければならない。入札参加者は、これらに疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に自動販売機設置事業を推進するにふさわしい参加者としての態度を保持しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札参加資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者

(3) 入札日において、入札等除外措置を受けている者

(4) 入札日において、指名を取り消されている者

(5) 入札参加申込書を指定日時までに提出しなかった者

(6) 入札開始時刻に遅れた者

(7) 入札時に、入札要項を持参しない者、又は記名押印を欠く入札要項を持参した者

(8) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなした者

(入札等)

第5条 入札参加者は、募集要項その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

2 募集要項等を貸与された場合、入札時に返却しなければならない。

3 入札室への入室は、入札参加者又は入札参加者の代理人のどちらか1人とする。

4 入札参加者が契約時使用印を持ち出しできず代理人の印で入札する場合、その委任状を持参しなければならない。

5 代理人は、当該入札に参加する他の事業者の代理をすることはできない。

6 入札書は、事前にダウンロードしたもの又は入札時に配布される岸和田市所定の用紙を使用すること。

7 入札書には、楷書で丁寧に記入するものとし、金額については、算用数字を用い、その数字の直前に「¥」の文字を記入しなければならない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札書を入札箱に投入するまでは、入札を辞退することができる。

2 前項の入札を辞退した者は、これを理由として一切の不利益な扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第7条 入札箱に投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の中止等)

第8条 入札参加者が、不正な入札を行うおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

2 前項に定めるもののほか、入札する者が1人となったときは、当該入札は中止することがある。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 第4条各号のいずれかに該当し、入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 記名押印を欠く入札

- (4) 金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札
- (5) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (6) 鉛筆又は消せるボールペン書きによる入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (8) 1回の投函について、2回以上の投函をした者の入札
- (9) 同一の入札について、自己のほか、他の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が最低貸付料以上で最高価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額とする。

2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者がくじを引き落札者を定める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

(再度の入札)

第11条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。

2 前項による再度の入札を行うに際し、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 第9条第1号若しくは第2号又は第7号から第9号までの規定により無効とされた入札をした者
- (2) 第9条第10号の規定に基づき無効とされた入札をした者で再度の入札に参加させることが不相当と認められる者
- (3) 最低制限価格を設けた入札の場合において、最低制限価格に達しない価格で入札をした者

(契約保証金等)

第12条 設置事業者は、決定貸付料（契約期間分の総額、税込み）の100分の10に相当する額の契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除される。

- (1) 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結している場合。
- (2) 過去2年の間に国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（行政財産の目的外使用許可を含む）を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有する場合。

3 契約保証金には、利子を付さない。

4 契約保証金は、契約業務完了後に全額を還付される。

(契約書の提出)

第13条 落札者は、募集要項に定める契約締結期限あるいは仮契約締結期限までに、落札者が記名押印した契約書（議会の議決に付すべき契約であるときは、仮契約書）を契約担当者に提出しなければならない。

2 落札者が前項に定める期日までに契約書あるいは仮契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第14条 岸和田市財務規則第108条の規定により入札保証金の免除をされた者が、正当な理由がなく契約を締結しない時は、落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(入札等除外措置)

第15条 落札者が契約までの間に、入札等除外措置を受けたときは、落札者としての権利を失う。

(異議の申立)

第16条 入札した者は、入札後、この入札心得、仕様書、内訳明細書、入札要項、契約書(案)の各条項及び現場等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。